

財政運営WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 県国保運営方針
- (2) 国保事業費納付金の算定ルール
- (3) 標準保険税率の算定ルール
- (4) 赤字解消対策（収納対策含む）
- (5) 県運営協議会の構成
- (6) 保険税水準の統一について
- (7) その他財政運営に関すること

2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、加須市、深谷市、上尾市、越谷市、蕨市、入間市、新座市、嵐山町、寄居町、白岡市、幸手市、さいたま市、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 令和3年 7月 5日（月）15：00～16：00

議題

- 1 令和2年度までのワーキングにおける検討状況及び今後の課題について
 - ① 保険税水準の統一について
 - ② 法定外繰入れ削減・解消に向けた取組について
 - ③ 国保事業費納付金等の算定について

第2回 令和3年 9月 1日（水）【書面開催】

議題

- 1 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の算定について
- 2 保険税水準の統一について

第3回 令和3年10月18日（月）10：00～12：00

議題

- 1 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の算定について
- 2 保険税水準の統一について

第4回 令和3年11月22日（月）14：00～16：00

議題

- 1 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の秋の試算について

第5回 令和4年 1月19日（水） 14：00～16：00

議題

1 令和4年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について

2 保険税水準の統一について

4 検討状況

別紙のとおり

5 今後の開催予定

第6回（令和4年 3月下旬）

財政運営WGにおける検討状況

1. 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール

項目	財政運営WGにおける方向性
被保険者一人当たり診療費の推計方法について	・令和3年度納付金の算定と同様に、国が示す複数の方法により推計し、そのうち妥当と考えられる結果を採用する。 ・ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により受診控え等が生じていると考えられる期間(令和2年4月～令和3年2月診療分)の実績値については、数値の補正を行う。
被保険者数・世帯数の推計について	・国保情報集約システムの情報をもとに年齢別の移動率を算出し、基準被保険者数に乗ずることによって推計対象年度の被保険者数を算出するコーホート要因法を採用。 ・令和4年10月からの社会保険の適用拡大を踏まえて、被保険者数の補正を行う。 (一般被保険者:▲5,000人、介護2号被保険者:▲3,000人)
被保険者一人当たり所得の推計について	昨年度までと同様に、過去の実績値(直近3か年)により推計される被保険者一人当たり所得を用いて、納付金及び標準保険税率を算定する。
財政安定化基金(財政調整事業分)の取扱いについて	・n年度までに生じた決算剰余金のうち、n+1年度に活用する額等(国庫返還額や普通交付金返還額等)を加減算した額(=n年度納付金の過多)を積み立てる。 ・推計対象年度の1人当たり納付金額の対前年度からの伸び率が、過去3年間の当該額の伸び率の平均を上回る場合、当該額の伸び率の平均から算定した額と同額になるまで基金から取り崩し、納付金の減算に活用。
過年度納付金の過多(不足)の調整について	・令和元年度納付金の不足分については、令和4年度納付金で全額精算(加算)する。 ・令和2年度納付金の過剰分については、 令和3年度納付金不足の補填財源及び令和4年度納付金が不足した場合の留保財源とするため、令和4年度納付金の減算には活用しない。

2. 保険税水準の統一

項目	財政運営WGにおける方向性
基本的な考え方	国民健康保険の都道府県化という今般の制度改革の趣旨を鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険税水準の県内統一を目指す。
保険税水準の統一の定義	県内どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成なら同じ保険税となる。
保険税水準統一の進め方	段階的に統一を進めることとし、国保運営方針(第2期)に目標年度を掲載 ①納付金ベースの保険税水準の統一(市町村ごとの納付金額を算定する上では統一基準による) ②保険税水準の準統一(収納率格差以外の統一) ③保険税水準の完全統一 ▶目標年度は①令和6年度、②令和9年度、③収納率格差が一定程度まで縮小された時点とし、③の一定程度については今後の収納率実績も考慮しながら引き続き協議する。 ※ 直営診療施設運営費、地方単独事業減額調整分など一部の項目は対象外(例外)とする。
過年度保険税収納額	収納率格差に関連するものと整理し、準統一段階では市町村単位での算定、完全統一段階において都道府県単位での算定とする方向で検討。
保健事業の統一	事業内容、実施状況などを踏まえ、①納付金に含めるもの、②県2号繰入金により財源を交付するもの、③市町村の独自財源で実施するもの、の3つに整理する方向で協議していく。
県2号繰入金(算定可能分)の見直し	保険税水準の準統一に向けて段階的に配分方法・基準を見直していく。
激変緩和措置(国分)の一定割合	激変緩和措置が終了する令和6年度までの単年度負担増が可能な限り大きくならないよう、令和3～5年度の各年度の納付金算定において1人当たり納付金の対前年度比が最も大きい市町村の値から自然増の割合を控除した値について、激変緩和措置終了までの残り年数で累乗根したものを δ とする。
今後の推進体制及びチャートの作成	目標の着実な達成に向けて、今後の議論の体制(各WGの役割分担、全体の進捗管理は財政運営WGで行っていくことなど)を改めて整理するとともに、個別の課題について進捗管理を行っていくためにガントチャートを作成した。
法定外繰入れの解消	保険税水準の統一(準統一)を実現するためには、赤字削減・解消計画の対象赤字だけでなく、法定外繰入れそのものを解消していく必要がある。そのため、新たに保険税水準統一の目標年度を設定した第2期国保運営方針を策定したことも踏まえ、今後の取組について引き続き協議する。
保険税水準の統一に向けた主な項目の検討スケジュール	・準統一(令和9年度)に向け、他のワーキンググループでの検討が必要な項目(条例減免、保健事業、特定健診等に要する費用)について、スケジュールを決定。 ・検討結果については、令和4年度秋に提示する第3期国保運営方針(案)に盛り込むことを目指す。
条例減免(保険税)	・各市町村の減免実施状況を把握するための照会を実施。事務処理標準化WGにおいて統一して実施する減免の範囲の検討を開始。 ・令和4年度の7月を目途に標準的な減免の案を作成し、財政運営WGに報告することを目指す。
保養施設利用助成事業	・ 令和9年度からの準統一における取扱いを検討した結果、「納付金算定に反映させず保険税以外の市町村独自財源で実施する」方針を財政運営WGとして決定した。 ・ 令和9年度以降、事業を実施する場合には保険税を財源に事業を実施することはできなくなるため、保険税以外の財源を確保するか、又は事業自体を一般会計において実施する必要がある。
出産育児諸費(出産育児一時金)	・ 令和9年度からの準統一においては、納付金算定上、県単位での算定となるため、支給基準額(42万円)を超える部分(任意の上乗せ分)は県からの交付金の対象にならないため、任意の上乗せを行う市町村は「上乗せを廃止」又は「上乗せ部分のみ市町村独自財源で実施」する必要がある。 ・ 検討の結果、「任意の上乗せを行う市町村については、当該上乗せ分を保険税以外の独自財源で実施する」方針を財政運営WGとして決定した。
予備費	令和9年度からの準統一に向けて「予備費の活用実績等を考慮した統一の取扱いを検討するため、市町村に対して調査を行う」ことを財政運営WGとして決定した。
オンライン資格確認等運営負担金	令和9年度からの準統一に向けて「統一した取扱いを検討するため、市町村に対して財源などの調査を行う」ことを財政運営WGとして決定した。